

「佚存文字」に関する考察

笹原宏之

(本稿のキーワード 佚存文字・国字・漢字・抄物書・死字)

一、はじめに

日本人は中国に生まれた漢字を借用し、日本語を表記するためには、中国では散逸した漢籍がいくつか伝存する。これを「佚存書」と呼んでいる。これと同じようなことが漢字のうえにも見られるようである。ことに現存する中國書に見られない場合、日本製の字すなわち国字と断定されることがあり、あらためてその点を考えていくことが望ましい。

中国で作られた字であるにもかかわらず日本製の字と扱われるという矛盾を解決するため、本稿では佚存書という概念、用語に倣い、中国で作られた漢字が、伝えられた日本で残った字に対して仮に「佚存文字」という用語と概念を設け、この問題をとらえていく。この読みはイツゾンモジであるがイッソンモジでもよい。また「佚存文字」との書き換えも可能である。

佚存文字を国字とすることは、佚存書を國書とすることと同じほどの重大な問題である。

心のある者でないかぎりは、その記述を受け入れてしまうことがあろう。(1)

二、佚存文字の実例に関する考察

從來國字と扱われることのある文字を具体的に挙げて、その疑問点を示し、考察を加えていく。

(1) 佚存文字の例

まず「髑」という字を取り上げる。

この字は「佛」の異体字で、青森県の地名等に使用されており、「国字」とされることがある。⁽²⁾しかし、この字は西鶴らの『大悟物狂』や甲府にある石碑等に現れるものの、すでに松浦成之編『齊東俗談』に「近代中土ノ造字ナリ」との記述があることにより、国字ではないと証明されている。⁽³⁾

中国側における古い収録例を求めるに、一二〇八年の序文を冠する、韓道昭らの道士が編した『五音類聚四声篇海』卷一五一二五ウにその原形「髑」「音佛俗用」がある。『髑』は日本製の漢字ではなく、中国でいわゆる俗字として仏教、道教といった宗教に関わる位相では使われ続けていたのである。

ただ、今日では中国においては使用例が見られず、一般の字書、例えば最大規模の字典『漢語大字典』にも採録されていないようにな、廢字・死字となっている。

それに対し、日本では、青森県上北郡東北町のアザ「髑沢」⁽⁴⁾として地元では厳然と現存している。これは、中国の位相文字が、日本の地域文字として残った例として注目できる。すなわち、局所的であるものの、佚存文字となつたものである。

次に、「𠂔」という字は、一九一七年刊上田萬年らの『大字典』四七、二七〇頁や諸橋轍次氏の『大漢和辞典』卷一一三四六頁、

二一四二七頁などに「國字」とされている。

『大漢和辞典』卷一、三四六頁では「錢の古體」と「文」「メ」合字説とを掲げている。前者の説に従うならば、この国字注記には疑問が生じる。一方、国字とせずに「錢」の略字と断定し、「泉」の古形か、「義」を崩して作った字と解字している現行の漢和辞書もある。この字解が正しいようで、漢和の用例の先後や字形の類似、重量の一一致はすでに先人の考証するところである。⁽⁷⁾また、一七一七年刊横島昭武編『書言字考節用集』卷一三や、『學林』『字彙』『難波江』など和漢の隨筆雜著、字書、論文の類に枚挙に暇がないほど言及されてきた。

「𠂔」は「當用漢字」「常用漢字」として公認されてきた字でありながら、なおその字源は後の附会による「文」と「メ」との合字であるという俗解が継承されている。例えば一九三三年大槻文彦ら『大言海』卷一一八頁刊行緒言等にみられるように、日本製であると由来が語って伝えられている場合が多いことは問題といえる。それは、從来の研究成果が明治半ば以降に活かされずに断絶し埋没してしまったことの一つの現れである。

「𠂔」の原形である中国における字形は「冬」のように行書風であり、それを「𠂔」と楷書式に整えたことと、「錢」の意味を応用して貨幣単位としての「もんめ」にもこの字を当てたことの二点は、日本での変化といえる。さらに中国でも一九一五年陸爾奎ら編『辭源』子三五五頁のように「日本字。讀若蒙眉」と認識されたという事実からも、「𠂔」は国字に近い存在であるとはいえる。しかし本来は中国で作られ、日本で変化をしたにすぎない漢

字で、中国へ逆輸出する以前における一時的な佚存文字である。⁽¹⁰⁾

同様の例としては、僧侶が「菩薩」を略して草冠を合わせた

「井」という字が挙げられる。

これは江戸時代の新井白石の『同文通考』卷四一二八ウでは、「華俗」には用いない、「異朝ノ書」には見られない「本朝俗字」すなわち「省文」に分類され、『大字典』七六二頁など「國字」とするものが多い。いわゆる「抄物書」の例としてよく挙げられる字である。

しかしこれも先人の説くように、けつして日本製ではない。⁽¹¹⁾

中國で仏教に關係する文書、例えば唐代の敦煌の写經『大般涅槃經』『瑜伽論手記』などに多く使用されている字である。「涅槃」を表す「井」なども同様である。中國の僧侶の間の位相内の用字が、日本の僧侶の位相内の用字にもなったにすぎない。

また日本にだけ残ったということならば国字に近い存在ととらえられようが、実際には中国南部の南詔大理國にも伝播し、使用されていたという事実があるので、日本独自の用字という意味での国字といふこともできない。これも佚存文字である。

中國側での字義が未詳とされる字をみておく。

「屏」という字⁽¹⁵⁾がそれに該当し、『大漢和辞典』卷三一二二四

頁のように「國字」とするものが多い。しかし、『大漢和辞典』は、『龍龕手鑑』を直接引用しているかのように編纂されているが、実際には仏教の經典の字をよく収めた遼の僧行均編『龍龕手鑑(鏡)』をすべて当たり直して見たという形跡は得がたい。

『龍龕手鑑』には、前述の「井」は仏教に關係するので当然で

あるが、この「屏」もすでに收められており、日本の觀智院本『類聚名義抄』法中三〇オの「屏 谷屏字 必郭父」(谷は俗、父は反)のように古字書にも影響を与えていた。

ただ、これらの中國資料では「必郭反」(朝鮮本系では「反を作る」という音注のみで、その字義が明確にされていない)に對し、日本では「屏」の俗字であるという注が現れている。この反切から「屏」と同音であることが導きだせるので、「谷屏字」の部分は日本で書き加えられたものとも考えられる。これも佚存文字といえよう。

以上は、中國でも特定の位相や民間では用いられていたが、權威ある字書には收められなかつたものといえる。

(2) 佚存文字である可能性のある例

『同文通考』卷四一六オ、『大漢和辭典』卷二一八三九頁などに「いかる(が)」という鳥の名を表す「國字」とされている「鵠」という字を取り上げてみる。

「鵠」は、中國では現存する古典的な書籍、金石文等には見られず、日本では六九四年の「奈良法隆寺銅造僧德胸等造像記」に、「鵠大寺」と用いられているのが最も古い例である。これは法隆寺を「いかるがでら」とも称することによる。

これだけでは、この字が國字であることに疑いをはさむ余地はないようである。しかし、九三四年頃に源順が編纂した『和名類聚抄』卷八一五ウに、「鵠 崔禹錫食經云鵠胡岳反和名伊加流加貌似鵠而白喙者也」とある。ここで反切がある点と、「崔禹錫食經

という典拠のあることが、国字説をとるうえでの問題点となる。

崔禹錫という開元（七一三～四一年）年間中の中書舎人の編にかかる漢籍『食經』はすでに散逸しており、その原物を確かめることはできない。しかし、以上のように漢籍に存したという明記があるからには、これを日本製の漢字という意味での国字とすることに不審が残る。

『新撰字鏡』⁽²⁰⁾ 天治本には卷八一一三〇「小學篇」、享和本では卷下六五ウと、天治本卷八一一〇オ本篇、享和本卷下六四〇「鷁」の注文中とにこの字が収録されているが、漢字か国字かという判断はここからはできない。

『本草綱目』⁽²¹⁾ 卷四九一一四〇には「鶴嘲」の項目があり、「鶴鷁」等の異名を示し、「禹錫曰鶴嘲」ともある。また『爾雅』卷一〇一才に「鶴嘲」⁽²²⁾ 『大廣益會玉篇』下三三ウに「鶴」に「音骨班鳩也」などとあるように、これらの字は「いかる（が）」を意味する古くからの漢語である。「鶴」ないしは「鷁」「鷂」の字形が唐朝あるいは推古朝において崩れて「鷁」のごとくに変形し、古い前後して、くちばしが角ばって角に似た鳥という会意文字と認識され⁽²³⁾、一方では漢籍に由来するからには音もあるはずだという意識から形声文字と解釈され、「角」という旁による類推音も付加されたものと考えられる。

これらの変形が日本においてのみ行われたことであるならば、会意化として評価でき、国字と認定することができる。しかし、『食經』という中國側の原典が散逸しているため直接は確認できない以上、国字と決定することはできない。「鷁」が実際に漢籍

にあったとすると佚存文字となり、「鷁」等からの日本での変化であればそれに近い例となる。

『大漢和辞典』は、この「鷁」を「國字」とする。それならば、漢籍『蔣飭切韻』から『和名類聚』抄が引用するとある「覓」⁽²⁴⁾（卷八一八一〇頁）という字なども「國字」となるはずである。

字源が不明確で、日本での会意文字と解釈しがたい類例には、「^{モ・ハヤ} 樺」⁽²⁵⁾ のように中國側の典拠が分かっていないために、「國字」と扱われてきたと思われる字がある。

「搾」という字も、字音があるものの「國字」とする漢和辞書が多い。

しかし、主としてしばる器械という名詞の意味の漢字として「搾」がすでに存し、それが行書体を介すと「搾」という字形が生じる。崩し字では手偏と同形となる木偏と、手偏との交替は、『五體字類』等を検するまでもなく中国でごく普通のことであった。

清の任大椿撰、王念孫校『小學鉤沈』⁽²⁶⁾ 卷一九一三〇に楷書の「搾」の字体がある。日本では新井白石の自筆稿本『東雅』卷三に「搾して」と使われている。音読符号があり、「さして」ないし「さくして」と読むのである。こうした「搾」の崩し字を見た者が、それを楷書で記す際に、しばるという手による動作から類推して木偏を手偏と認識してしまう。古い前後して、会意文字とする解釈も生じたものであろう。これは「掘」と「掘」との用法の差と類似し、「搾」の楷書の字体の定着に影響したのである。まず中国に生まれ、日本に伝わって使用されたことにより、『辭

源』卯一三六頁に載ったように中国へ逆輸出した字であるとも考えられる。ただ、和漢で別個に木偏が手偏になつた可能性がある。崩し字を介して個別的に発生したものとも考えられるため佚存文字とは断定できない。

(3) 佚存文字と区別すべき例

中国側での字義が日本の「國字」と合わない例として、「筐」⁽³²⁾という字が挙げられる。

「筐」を国字としない漢和辞書はないようだが、実際には周代の金文「祖庚乃孫敦」に「世」の異体字として用いられていたのである。

ただ、中国でこの「筐」を用いた例は他には見られないうえ、意味も日本の「ささ」とは直接はつながらないようである。日本人が中国周代の金文の「筐」という字を見て、それを転用したとも思われない。時代的にみても、意味からみても中国の例と関連を考えがたい。

よってこの場合は偶然に字体が一致したにすぎないと判断しうる。そのため佚存文字とはいえない。前に挙げた「觔」⁽³³⁾という字も、中国の福建語の用字として使われた例もあるのだが、「雄の」⁽³⁴⁾という意味の形容詞で「いかるが」とは関係がなく、「K a k」という福建の方言を記すために形声の方式で新たに別個に作製された地域的造字であると考えるのが妥当である。

中国の大規模な字書に残った字でありながら「國字」といわれた字の中では、「筭」⁽³⁵⁾を挙げてみる。

「筭」という字は、岡本保孝の国字の収集、研究覚え書ともいすべき『倭字攷』⁽³⁶⁾三才に掲載されたため、誤解が生じたのである。『倭字攷』が引用する正徳五年に刊行された井澤長秀編『本朝俚諺』卷二一六オには、宋代の漢籍『賓退錄』から引用していることが明記されている。『賓退錄』を見ると、さらに一一七五年に范成大によって書かれた『桂海虞衡志』を引いているのである。

この「筭」を日本製の国字することは、このような経緯を追うことにより改められる。『桂海虞衡志』⁽³⁷⁾「俗字」に「音動」等と音注もあり、「人瘦弱也」とあるように意味も日本で改変されたものではなく、「國訓」ともいえない。中国の「臨桂」地域において「訟牒」の類に使用されていた「土俗書」、筆者の用語でいうと地域文字であった。臨桂は現在でいうと広西省の内であり、その使い手はむろん日本人ではなく、また漢民族であるといふ確証もなく、むしろ現代の壯族に近い民族と考えられる。

いずれにせよ、日本製でなく、日本では漢籍から転載された程度だが、漢籍に今まで用例、解説があり、さらに中国字書にあらわす。よってこれも佚存文字ではない。

(4) 佚存文字の位置

漢字体の文字を、製作された国、収録例・使用例が残った国と
いう観点から分類すると次のようになる。

- ① 中国製で中国でのみ収録、使用されている文字—漢字
- ② 中国製で中国と日本とで収録、使用されている文字—漢字

③中国製で日本でのみ収録、使用されている文字—佚存文字を含む漢字

④日本製で日本でのみ収録、使用されている文字—国字

⑤日本製で中国に伝わり日本とともに収録、使用されている文字

—(漢字化) 国字

⑥日本製で中国に伝わり中国でのみ収録、使用されている文字—
(漢字化) 国字(仮設)

以上の六種の可能性を考えた場合、③に関して、現存書、例えればしばしば用いられる『康熙字典』に収録されているか、また

『康熙字典』 中の有無		中国製か否かの証明		例字	判断
『康熙字典』 にない		a 証明可能	中国製	𠂇	佚存文字
	日本製	b 証明不可能	鵠搘	国字、国訓	
	日本製	c 証明可能	𠂇	漢字、 国字、 国訓	
『康熙字典』 にある	(略)	d 証明不可能	国字、 国訓	漢字、 佚存文字、 国訓	

中国製であることが確実に証明されるかが問題となる。その点を中心として上記の字を分類すると上表のようになる。

三、佚存文字の扱いにかつて不統一が生じた原因

中国の字書はいかに大部のものでも、中国製の漢字をすべて載録しているわけではない。それは、死字、廢字などの採録漏れと、規範意識による俗字の不採用などによる。伴直方の『國字考』など国字研究に江戸時代以来しばしば用いられた『康熙字典』は、権威を認められたものであること自体は事実である。しかし、字数としては金代の『篇海』や明代の一部の『海篇』類に及ばないことは注目すべきである。⁽³⁵⁾

『康熙字典』は、儒教色の濃い清初に勅撰されたいわば正統的な字書であるため、古典的な經書の用字はほぼ収録されている。

一方、金石文に用いられた古代の字や、當時までの白話小説など数多くの俗文学の字すなわち新たに作られたいわゆる俗字や地域文字を無視し、あるいは仏教、道教の膨大な經典内に存した俗字、筆者のいう位相文字を「字不成楷」「音義無徵」「無當實用」(以上「凡例」中の語句)と判断し、本篇や「補遺」なしし「備考」からも省くことが多い。そのほかにも、子部、集部の書籍中の字には漏れが多い。⁽³⁶⁾ その影響が今日の漢和辞書にも及んでいるのである。

字書というものは、大部であるから、昔から使われてきたから、皇帝が作らせたものであるから、便利であるからなどという判断から選択され、使用されることが多い。しかし、現実にはこのよ

うにさまざまな制約が加わっており、各時代の、全位相、各地域の字彙を完全に網羅するものはいまだにないものである。

よって漢籍・国書を両面から精査し、常識化された事柄を懷疑的、批判的に見直すことによる究明の成果を蓄積していくことが必要である。事實を明確化した後に、それを広く社会に利用されている、例えば漢和辞書の類にも適用するよう促していかなくてはならない。国語辞書や古語辞典に比して漢和辞書にはその点がなお遅れている。具体的な文献調査からの成果の提供が、真に日本人の文字生活に対応するための実用性の高い漢和辞書を作るうえで重要なのである。

日本人が古典の文章等を読んでいく際に知らない字に遭遇しても、それが見慣れない国字であると、漢和辞書を引いても出ていないことがある。このような現状は改めていかねばならない。それは、漢和辞書編者の見識の範囲内と規範意識の下で、他書から出典も示さずに転載された限られた国字程度しか載せないためであった。

学問的でも用例の乏しい「正字体」、字音、字源説や、字の一般的な音義・訓・熟字を示すのみでは現状に対応しえない。そこで、使用位相、字体・字音・字義・字訓、用法、熟合などの歴史的な変遷の事実や実状を広く記述する態度が求められるのである。

四、結論

新井白石は、「同文通考」卷四一六〇に、「鶴」という字は『倭名鈔』所引『食經』にあるにもかかわらず、「字書」に収められ

てないために「國字」に分類したことなどを記す。また木村正辭は、

『皇朝造字攷³⁷』の前言に、「本ハ支那ノ文字ナリシモ此土ニノミ傳テ彼ニハ絶タルモノモアルベシ鵠字ノ如キ是也サレト今世ノ字書ニ無キモノハ姑ク舉ケオクナリ」とい、本文にも「非皇國造字」と述べる。これらのように、佚存文字という概念自体は、

散発的はあるが江戸時代以来存在してきたものである。

しかしこの佚存文字は、散逸した漢籍中の用字である可能性があるため、それらを日本製漢字を意味する国字として扱うことに疑問が生じる。やはり、一回的ではなく体系的に処理していくかなくてはならないのである。

三で示したように、証明可能な字を増加させ、日本人が作った漢字である国字という範疇の中から、中国製漢字、すなわち国字とはまったく逆の存在である佚存文字を除外していくことが、国字を研究していくうえでの一つのテーマとなる。

中国で滅んだ字が伝播された日本で残るという現象は、僻字が辺境に残る例として筆者が掲げた「匱」などの「則天文字」や、「併³⁸」のよう『桂海虞衡志』に「小兒」として記録され、『琅邪代醉編³⁹』卷一二一三六ウなどに転載されてきた宋代から華南に行した俗字の、日本などでの受容の歴史と関係させて考えることができる。すなわち古くから存在する字源不詳の「禪」のような「國字」とされてきた字にも、実際は漢語を表す中国製の形声文字が、佚存文字となつたものがあることが考えられるのである。

そのためには、字自体の分析のほかに、その字を載せた文献に關してなど外的な情報も資料として活用していかなくてはならない

い。その際には、中国の一つの字書に頼ることなく、狩谷校齋の箋注など数々の考証のことく、現存する各分野の漢籍やその逸文の調査をなしうるかぎり行い、それと同時に、国書についての精査も一つ一つ積み重ねていくことが重要である。国字を研究するためには日本語と中国の漢字、漢語をも研究しなければならないのである。その両面から調査を進めてこそ、国字というものの実態を知ることができるものになるのである。

さらには、日本と交流があつた他の漢字圏諸国や、間接的なつながりが考えられる漢字系文字を用いた少数民族の語彙と字彙についての知見も、傍証を積み重ねていくうえで重要な意味をもちえてくる。

佚存文字という概念を用いると、見慣れない字を中国の大型字書にないからといって、国字であると安易に認定することができなくなる。そして、佚存文字といふものは、それを探究してきた和漢の文字の歴史の中でも、認識してきたか否かという文字意識の歴史の中でも、さらにそれを廃し、また受け入れ使用してきた文字史の中でも、少なからぬ存在価値が認められるものである。

注(1) 最初の近代的漢和辞書とされる一九〇三年服部宇之吉らの『漢和大字典』は、中国の古典の漢字を調べる用途が主であったようだ、同書の本文の見出し字はすべて中国製の漢字であり、日本製の国字は付録に括してまとめられている。漢字に対する扱いに比して、国字についての扱いは出典など歴史的な記述を欠いている。そのことが後の多くの漢和辞書にも影響を与えたようである。今日の多くの漢

和辞書や、それに従う、漢字に関する論著の類に、日本製の漢字という意味の「国字」の中に、中国の古文献に存在している文字が含まれていることの一因である。

(2) 一九九〇年菅原義三氏ら編『国字の字典』八頁等。

(3) 一九七八年杉本つとむ氏『異体字とは何か』、一九八七年笹原宏之「佛」の「異体字」について』『中国語学研究開篇』三など参照。筆者は刊行後も用例・収録例を採集しており、和漢合わせて五十余点にのぼっている。

(4) 内閣文庫蔵萬曆一七年版本を使用。以下『篇海』と称す。

(5) 他に位相的な用字としては、「癌」や「煩」が「国字」とされてきたことについて明白に誤りであったことがすでに証明されている。一九七三年矢島玄亮氏「国字考略」「図書館学研究報告』六、一九八七年山田俊雄氏「いはゆる国字の一つについての疑ひ」『成城文芸』一二〇など参照。

(6) 位相文字や地域文字の分類については、一九九〇年笹原宏之「国字と位相—江戸時代以降の例に見る「個人文字」の、「位相文字」、「狹義の国字」への展開—」『国語学』一六三参照。

(7) 一九三二年三矢重松『國語の新研究』第七篇、一九七五年太田辰夫氏「國語の中に隠れた異体字」『異体字研究資料集成』別巻一所収月報等。

(8) 一九七三年中田祝夫氏ら編『書言字考節用集研究並びに索引』所収享保二年版本影印。

(9) 本文では「錢ノ俗字」等諸説を擧げる。

(10) 同様の例に、漢字「炳」の字体が変化したものとみられる「蠟」もある。一九九二年笹原宏之「異体字・崩し字を

介した漢字の国字化』『国語文字史の研究』二参照。

- (11) 一九七三年杉本つとむ氏編『異体字研究資料集成』卷一
所収宝曆一〇年版本影印。

- (12) 一九三四年春日政治「片假名の研究」六頁『國語科學講座』Ⅳ等。

- (13) 一九七六年『敦煌卷子』七八、一九七八年『ベリオ将来敦煌文献』二〇三七番各写真等。

- (14) 一九六七年李霖燦『南詔大理國新資料の綜合研究』写真座』Ⅳ等。

- (15) 漢字「鮑」と関連する「鮑」という字なども同様である。

- (16) 舊京城帝國大學法文學部藏高麗版影印卷二一—三才、一九七五年『異体字研究資料集成』別巻二所収朝鮮本系版本

三一一番など参照。

- (17) 漢字「鮑」と関連する「鮑」という字なども同様である。

- (18) 一九七六年『天理図書館善本叢書』所収影印。

図書寮本、高山寺本、鎮國守国神社本にはこの字がない。

- (19) 一九七三年第一出版センター編『日本書道大系』一所收写真三八番。「法隆寺觀音（菩薩）造像銘」ともいう。

- (20) 一九七八年中田祝夫氏編元和版本影印。

一九七三年馬渕和夫氏編『和名類聚抄古写本声点本文および索引』一九七三年川瀬一馬氏編『古辞書叢刊』一

所収各写本影印等参照。伊勢十卷本、前田本は「錫」「者也」がなく、訓は「以加流質」に作る。天文本（内閣文庫

蔵写本、『東京大学国語研究室資料叢書』所収写本影印等）は「鶴」を「鶴」に作る等相違がある点が注目される。寛政版本『本草和名』巻下二才では、「鶴」に対して「胡岳反」と反切による音を施し、「況似鶴有白喙」と意味を注、

「和名以加留加」と記し、「出崔禹」と出典を示している。

『和名類聚抄』には、今日一般に「国字」と扱われる字を漢籍から引いている例が、他にも『食經』の「鮑」、「續齊諧記」の「櫛」、「兼名苑」の「鱗」、「鱠」、「續搜神記」の「嵐」（伊勢二十卷本のよう、「白田」の二字とする本あり）、『左傳注』の「蒼」などに見られる。これらについて調査すると、現存している漢籍の『左傳注』（阮元重刊宋本『十三經注疏』所収）卷五六—四〇定公十年には、漢字体の「碑」に作る。『春秋經傳集解』（『四部叢刊』所収宋版本影印）卷二八でも同様である。他是『和名類聚抄』に引かれた原文がほとんど散逸しており、引用された漢籍が日本で誤写されたものである可能性や、『漢語抄（鈔）』のように日本人により書き加えられた部分からの引用がある可能性は残るため、「鶴」と同様に佚存文字とは断言できない。

- (21) 一九七三年阪倉篤義氏編影印。

『小學篇』は漢籍ではないかと問題にされてきたが、清代の輯佚書である『小學鈞沈』卷一三—二才や謝啟昆『小學攷』卷一三—二ウの『小學篇』についての記述と重ならないこと等から、漢籍ではないと思われる。

- (22) 内閣文庫蔵萬曆三一年序江西版本。同萬曆金陵小字版本

等も同様。

- (23) 四部叢刊所収宋刊本影印『爾雅疏』、阮元重刊宋本『十三經注疏』。『古逸叢書』版本では下一七才。

- (24) 澄存堂覆宋版本。原本系に該当残卷はない。

(25) 一九七八年藤堂明保氏編『学研漢和大字典』一五三七頁

など。

(26) 『日本書紀』(一九四一年北野本、一九八三年『天理図書館善本叢書』所収兼右写本各影印等)卷二九天武天皇十一年や『和名類聚抄』卷一二など。

前者は『新字』の記事の直後で、『新字』とこの字との関連が注目される。

(27) 東京大学東洋文化研究所蔵嘉慶二三年版本影印など。

なお、『学研漢和大字典』五四八頁には幅という現代中國の別種の字義も載せるが、これは偶然の一致ないし仮借用法とみられる。

(28) 一九一八年吳大澂編『窓齋集古錄』卷七—七ウ所収拓本、积文等。

(29) 「叔」については、漢字「叔」などによるとの説が伴直方の『國字考』(一九七五年『異体字研究資料集成』)卷九所収写本影印)一二ウ、一九七八年佐藤喜代治氏「漢字と日本語」一四頁『漢字講座』卷三などにある。

(30) 一九一三年甘爲霖編『廈門音新字典』等。

また『篇海』卷四一一オに「作感切」とまったく異なる音注が付されている例があるが、意味の注はないため音から判断すると関連はないようである。

(31) 一九九〇年エッコ・オバタ・ライマン氏『日本人の作った漢字』三七、二二二頁等。

(32) 『異体字研究資料集成』卷九所収写本影印。

鏡』『雞肋編』『履齋示兒編』など中国側の古い典拠がより「蚕」という字等も同様である。「蚕」には『龍龕手

多く存する。

(33) 『叢書集成』『秘書廿一種』『說郛』各版本、文化九年和刻本など。

(34) 中國の地域文字として、「夭」はほぼそのままの意味で壮語や廣東語等に使用されている。一九五三年韋慶穩『廣西僮族的方塊文字』二二頁『國內少數民族語言文字的概況』一九七五年蒙科勝之氏『宋代的俗字——「資退錄」の記事をめぐつて——』『異体字研究資料集成』別巻一二所収月報、一九八〇年高華年『廣州方言研究』三〇五頁、一九八四年西田龍雄氏『漢字文明圈の思考地図』九三頁等参照。

なお『康熙字典』「備考」「大部」では「夭」に「搜眞玉鏡尺止切」とのみ注している。これは『篇海』卷四一三〇ウに載つてゐる「止切」という反切をもつて、字音からみると『桂海虞衡志』などの「夭」とはまた別種の漢字のようである。

(35) 『集韻』が『康熙字典』よりも収録字種が多いという説は、延べ数と種類とを混同したまでの誤解である。

(36) 一九八六年趙振鋒『古代辭書史話』一五五頁等参照。

(37) 東洋文庫蔵自筆稿本。

(38) 一九八七年笛原宏之『則天文字の周圍論的性質について』『中國語學研究』開篇四。

(39) 早稻田大学図書館蔵萬曆二五年版本『樂亭西馬の合巻『俠客傳』傳抄摸略説』(演劇博物館蔵嘉永三~安政四年版本)等がある。

(40) 『樂亭西馬の合巻『俠客傳』傳抄摸略説』(演劇博物館蔵嘉永三~安政四年版本)等がある。